

保育所等保育に関する人材確保と予算措置を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになりました。

急速な少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するためには、保護者が安心して預けられるよう保育の質の維持・向上に努めることが必要です。

国は、2023年4月から「こども家庭庁」を創設し、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進を目指すとしています。

自治体においては、独自に基準を上乗せし、財源確保に懸命に取り組んでいる状況があります。各自治体の状況把握をし、早期離職や、保育士資格を有しながら、保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。

また、保育士の確保には、潜在保育士の復職支援や保育士の養成機関の充実などに取り組むとともに、賃金や働き方の改善が重要です。

離職防止と人材確保に向けて必要な財源を十分に確保するよう強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

東員町議会議長 山本陽一郎

(提出先)

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣（少子化対策）

厚生労働大臣／財務大臣